

平成19年度の組織の主な見直し

◆管財課の新設

市有財産などの管理業務を、本庁で一括して管理することで、業務の効率化を図ります。

◆収税課の新設

税の収納部門を強化し、収納率を上げるため、税務課から収税課を独立させました。税担当部署を、課税を担当する税務課と、収納を担当する収税課の2課体制としました。

◆子育て支援課の新設

皆さんの子育てを支援する体制を強化・充実させるため、人権福祉課から子育て支援課を独立させました。より分かりやすく、身近な子育て支援を進めていきます。

◆観光商工課を観光課と商工課へ分離

市の多数の観光資源を、有効に活用した観光行政を行うため、観光部門に特化した観光課を設置しました。

商工課を設置し、企業誘致などの商工業に関する業務を強化していきます。

◆課税部門を本庁税務課に集約

業務の効率化を図るため、今まで各総合支所税務課で行っていた課税業務を、本庁税務課に集約しました。

また、税の収納や証明発行など、課税以外の業務を行う税務窓口として、各総合支所に本庁税務課所管の税務係を設置しました。

◆生活環境業務の政策に関する部門を本庁に集約

業務の効率化、事業方針の統一を図るため、生活環境業務の政策に関する部門を本庁に集約しました。

また、各地域の生活環境に関する事務を行うため、各総合支所に本庁環境課所管の環境係を設置しました。

◆包括支援センター業務を集約

今まで今市、日光・足尾、藤原・栗山の3つに分かれていた地区包括支援センターの業務を本庁に集約しました。これにより、業務の効率化、事業方針の統一を図ります。

なお、日光・足尾地域を受け持つ担当職員を日光総合支所に、藤原・栗山地域を受け持つ担当職員を藤原総合支所にそれぞれ配置し、これまでと同様のサービスを提供します。

◆スポーツ振興部門を教育委員会事務局に集約

各種の体育・運動施設の管理を含め、スポーツ振興部門を教育委員会事務局に集約しました。

さらに、日光・藤原教育行政事務所にそれぞれスポーツ振興係を設置し、市全体を網羅する体制としました。

10月1日から、各総合支所の代表電話番号が廃止になります。なお、9月30日までは、日光総合支所代表電話番号（☎54-1111）、藤原総合支所代表電話番号（☎76-1111）に掛けると、本庁の代表電話番号（☎22-1111）へ転送されます。

また、部署によっては、今回の組織の見直しで、電話番号が変更になっています。詳しくは、広報にっこう4月号と一緒に配布した「日光市役所電話帳」をご覧ください。

積極的に検討します。これまでの年功序列を見直し、能力や実績を重視した人事管理制度にしていきます。また、職員の処分については、既に策定されている「懲戒処分の指針」に基づき、適切に対応していきます。

▼職員給与の適正化を進めます
給与制度を適正に運用していきます。また、特殊勤務手当をはじめとする各種手当の見直し、職員の福利厚生に対する補助の見直しなどを積極的に進めます。

▼組織の機構を見直します

効率的・機能的で、市民の視点に立った組織を構築するため、また、皆さんへのサービス水準の維持・向上を図るため、次の7つの考えを基本に、組織機構を見直していきます。

①組織だけでなく、事務事業の改善も含めて見直しを行うこと。
②皆さんへのサービス水準を確保すること。
③本庁と総合支所の権限を明確にすること。
④地方分権に対応すること。
⑤新市としての一体感を醸成すること。

と。

⑥現行の庁舎を活用した見直しとすること。
⑦段階的な見直しとすること。
これらの基本的な考えに基づき、平成19年度から組織を順次見直しします。効率的なだけでなく、皆さんにとって分かりやすく、利用しやすい組織にしていきます。

なお、平成19年度の組織の主な見直しと日光市行政組織機構図は次のとおりです。